

「共謀罪」法案 採決強行

自公維、衆院委で可決

犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案は十九日の衆院法務委員会、自民、公明の与党と日本維新の会の賛成多数で可決された。自民党議員が質疑を終えるよう求める動議を提出し、与党は採決を強行。二十三日に衆院を通過させ二十四日の参院審議入りを図る。監視社会を招く恐れへの懸念も根強く、民進、共産、自由、市民の野党四党は採決強行に反発、衆院本会議での採決阻止に向けて連携を強化することを確認した。●関連●

23日通過目指す

採決時、一部の野党議員が自民党の鈴木淳司委員長を取り囲み騒然とした。法務委員の後、金田勝年法相は国会内で記者団に「集中的に審議し結論に至った。努力を重ね、誠実に対応してきた」と語った。野党四党の幹部は採決を容認できないとして、改正案を法務委に差し戻し、審議をやり直すよう大島理森

衆院議長に要求。本会議に法案を上程しないよう申し入れた。大島氏は「衆院議院運営委員会の場で議論してほしい」と述べた。法務委の質疑で民進党の山尾志保氏は、LINE(ライン)やメールが監視され人権侵害につながると追及。金田氏は「通信傍受の対象犯罪ではなく、監視はできない」と説明した。国会周辺には多数の市民が詰めかけ、「共謀罪NO」のプラカードを掲げて座り込みをするなどして抗議を続けた。

与党は組織犯罪処罰法改正案の後に、性犯罪を厳罰化する刑法改正案の今国会成立を目指す。ただ、審議日程は想定より遅れており、与党は六月十八日に会期末を迎える国会会期の延期を視野に入れる。

組織犯罪処罰法改正案は四月に実質審議入り。与党は法務委採決までには参考人質疑を除き三十時間程度の審議が必要とみており、十九日にこれを超えたため採決に踏み切れると判断した。

衆院法務委員会が十九日、共謀罪の趣旨を含む組織犯罪処罰法改正案が可決されたを受け、県内からは強行採決に対する批判や法運用面への不安、テロ抑止効果への期待などさまざまな声がかかった。

県内反応

「何かたぐらんでいるだろう？」と疑われかねない。戦前の治安維持法のようにならないか危惧している」と不安を募らせる。県内には、廃炉が決まった五基も含めると十五基の原発があり、捜査の現場からは原発へのテロが起きる前に立件できる可能性が広がるとの見方もある。

福井市では市民組織「ピースくい」が十七日から三日間連続で、街宣車で市内を巡って反対を訴えてきた。共同代表の屋敷絃美さん(モリ市)は採決を車内のラジオで知ったと、「強行採決に怒りが込み上げてくる。(与党側が主張する)法案の論拠が破綻していることを県民に呼び掛け続けたい」と話した。

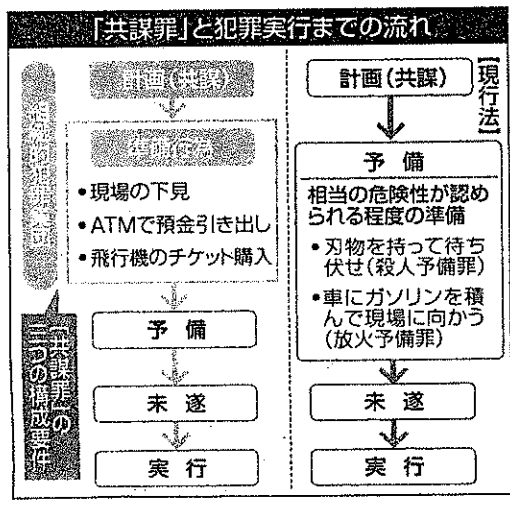
議論不十分/テロ抑止期待

ある関係者は「現状でも凶器準備集合罪などがあるが、凶器を準備しているという構成要件を満たすのは難しい。共謀罪ができれば、理論上はテロを企てた段階で摘発することができる」と、原発への侵入や爆破行為などが起る前の段階で摘発しやすくなることを挙げる。

仁徳大コミュニケーション学科の島岡誠准教授(島)は「十分に議論を尽くさぬまま、中身も国民に周知せぬまま、もっと時間をかけてほしい」と強行採決に疑問を呈した。

議論不十分/テロ抑止期待

メソッド論を教え、学生同士の議論を見守る立場でもある。「テロって何だか」と話している人が



「共謀罪」規定のポイント

- 対象犯罪は277
- 適用対象はテロリズム集団などの組織的犯罪集団
- 現場の下見などの準備行為も構成要件
- 実行前に自首した場合は刑を減免
- 組織的犯罪集団の不正権益の維持・拡大を目的とした計画も処罰

「共謀罪」の趣旨を含む組織犯罪処罰法改正案のこれまでの審議は「一般人は捜査、監視の対象になるか」が最大の焦点だった。しかし、法務省幹部の答弁のぶれや食い違いなどが多く、迷走している。
(土門哲雄、山田祐一郎)

答弁ぶれたまま強行

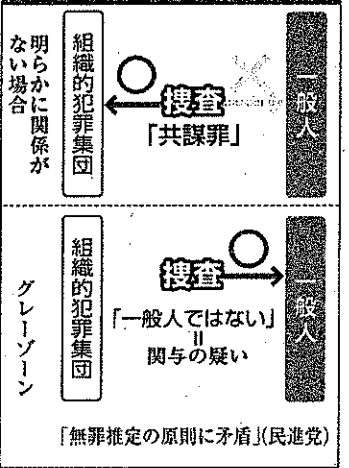
共謀罪 衆院委で採決

金田勝年法相は「一般人は百パーセント捜査対象にならない」と繰り返す。しかし、盛山正仁・法務副大臣は四月二十一日の衆院法務委員会で「一般人が対象にならないことはない」と答弁し、大臣と食い違いを見せた。盛山氏はその後、発言を事実上修正し、「何らかの嫌疑がある段階で一般人ではないと考える」と述べた。

処罰対象となる「組織的犯罪集団」は、結びついていて共同の目的が重大な犯罪を犯すことにあつても規定されている。政府は暴力団や薬物密売組織などを挙げる一方で、普通の団体でも性質が変われば認定される可能性があることを認めている。

野党は「警察が恣意的に認定する恐れがある」と危ぶむ。民進党の枝野幸男氏は十九日、「基地建設は防衛省や国交省、マンション建設は業者の業務。その業

一般人への捜査を巡る政府答弁



一般人の捜査対象 法相「ならない」／副「なる」

「捜査をやめさせることが市民運動や住民運動をする団体にとっては共同の目的になる。行き過ぎる行為を實際にしてしまふか分からない段階で共謀罪にされてしまふ」と、条文の定義のあいまいさを指摘。組織的威力業務妨害罪を対象犯罪から外すよう強く求めた。

金田氏はこの日を含めて「一般人とは組織的犯罪集団と関わりがない人。捜査、調査、検討、嫌疑の対象になることはない」と繰り返している。

しかし、共産党の藤野保史氏が、警視庁がイスラム教徒を監視し、資料が流出したとされる事件を挙げ、「ムスリムといっただけで調査対象にしている。警察が目を付けた人の知り合いや、その知り合いなら監視対象になるのでは」と追及。金田氏は「事案の解明に必要な限度で捜査が行われることはあり得る」と述べ、嫌疑がない人でも捜査対象になることを認めた。政府は「犯罪の嫌疑がな

ければ捜査は始まらない」と繰り返すが、野党は「捜査しなければ嫌疑があるか分からない」と疑問を示す。元検察官で民進党の山尾志桜里氏は二十一日の法務委で、犯罪の嫌疑のない一般人を警察が尾行して情報収集できるか追及。法務省の林眞尋刑事局長は「(尾行の)目的や態様を明示してもらわないと答えるのは困難」「行政警察活動は所管していない」と明確な回答を避けた。

山尾氏は十九日、LINE (ライン) の運営会社が昨年一年間に捜査機関から受けた開示請求は三千五百四件で、約六割に対応し、二十二件は裁判所の令状なしで開示していたと指摘。「ネットのコミュニケーションが任意捜査でも開示される中、二百七十七もの対象犯罪で捜査の開始が前倒しされたら何が起るか」と捜査権の乱用を危ぶんだ。